

## 「縁結び」のロゴ使用及び商標についての注意事項（申請者用）

公益社団法人島根県観光連盟  
松江市殿町1番地  
TEL 0852-21-3969  
MAIL info@shimakanren.or.jp

### 1. 縁結びロゴについて

- ① 著作権は、当連盟に帰属する。
- ② ロゴの無償提供は、申請書と使用内容（デザイン）がわかる企画書等により、当連盟が承認する。  
ただし、商品等にこのロゴを使用して販売する行為は商標の使用に該当します。当連盟は、貴社による商標の使用について何らかの責任を負うものではなく、第三者の権利（商標権）を侵害しないことを保証するものではありません。  
商標使用に際しては、事前に使用する商品に対して第三者の権利（商標権）が存在するか商標調査の上、貴社の責任に基づき使用してください。
- ③ 使用期間は、1年間とする。（継続して使用する場合は、期限前に再度申請すること。）

#### 【使用条件】

- I. 出雲路（安来市・松江市・出雲市）のエリア内の地方自治体等、または、民間団体、民間企業等であること。（本店もしくは支店（営業所）をエリア内に構えていること。）
  - II. 商品等の産地表示が出雲路管内であること。
  - III. 公序良俗に反しないものであること。
  - IV. 出雲路の観光振興に協力すること。
  - V. 公租公課の義務を果たしていること。
  - VI. 他の商品等に転用しないこと。
  - VII. 成果品を提出すること。（画像及び商品現物）
- ④ デザインの変更・加工・色変更・縦横比変更は行わないこと。  
ただし、大きさの変更は自由。

#### 【縁結びロゴ】

A：縁結び

B：縁結び（出雲路ロゴ入り）



## <色指定>

### **RED**

印刷指定色	DIC 197P
印刷基本 4 色掛け合わせ	C14 M100 Y88 K11
RGB 値 (3 色)	R179 G28 B49
HTML カラーコード	# B31C31

### **BLACK**

印刷指定色	K100
印刷基本 4 色掛け合わせ	C40 M60 Y40 K100
RGB 値 (3 色)	R0 G0 B0
HTML カラーコード	# 000000

## 2. 商標について

第 3 者の商標権を侵害する場合は、権利者に許諾を得た上で使用する必要があります。なお、商標制度概要や商標調査方法及び商標出願手続きなど、商標に関する問い合わせについては「INPIT 島根県知財総合窓口支援」や専門家にご相談ください。

① インターネットの特許情報プラットフォーム「J-Plat Pat」で検索する。

・ URL <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

② 知的財産（特許・実用新案・意匠・商標）全般に関する無料相談。

・ 松江市北陵町 1 番地（テクノアークしまね）

しまね産業振興財団 新事業支援課

INPIT 島根県知財総合支援窓口

TEL 0852-60-5145